主 文

被告人を懲役一年六月に処する。

原審の訴訟費用中証人A、同B、同Cに支給した部分は被告人及び原審相被告人Dの連帯負担とし、当審の訴訟費用は全部被告人の負担とする。

里

被告人は幼少の頃両親と共に朝鮮から日本に渡来し、和歌山市の高等小学校高等科を卒業後、昭和一六年頃兵庫県の巨航空機工業の整備養成工となり、その後東京に出て仲仕をしながらF無線電信学校に通学していたが、空襲の別化につより、日本では、大きな、終戦後肩書住居に移り、「日本では、「日本のは、「

判示事実は

- 一、被告人の原審及び当審公判における供述(判示認定に反する部分を除く)
- 一、 被告人に対する予審判事の強制処分における訊問調書
  - -、 被告人に対する第一、二回予審訊問調書
- 一、 D、Gに対する各予審判事の強制処分における訊問調書
- 一、 同人等に対する各予審訊問調書(Gについては第一、二回の二通)
- 一、 証人A、同B、同Cに対する予審判事の各証人訊問調書
- 一、強制処分における予審判事の検証調書(添付の図面三葉共)を総合して、これを認める。

なお被告人は昭和三三年六月六日京都簡易裁判所で重過失致死罪等により罰金三〇、〇〇〇円に処する旨の裁判を受け、同月二二日確定したもので、右事実は検察事務官作成の被告人の前科調書(記録第二冊、七七七丁)によつて認める。

なお本件公訴事実は、判示の日がAの襟首を捕え引倒した際、右暴行により同人に対し治療約七日間を要する右顔面擦過傷並に打撲傷を負わせたものであるとして、被告人に対し強盗致傷罪の共同正犯の刑責を問うている。

〈要旨第一〉然しながら刑法にいわゆる傷害とは、他人の身体に対する暴行により、その生理機能に障害を与えることと〈/要旨第一〉解されているのであるが、これ

| Time | Time

以上の理由により主文のとおり判決する。 (裁判長裁判官 小山市次 裁判官 斎藤寿 裁判官 高橋正之)